

提出書類作成要領

- 本要領は、国土交通省九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の工事の総合評価落札方式に適用する。
- 本要領は、主に参加意思表示申請書及び資料等の記載方法を規定しており、本要領に定めのないものは「フレームワーク工事（総合評価落札方式）の試行に係る発注予定情報の公表及び参加意思表示等の申請受付について」（以下、入札公告という。）のとおりとする。
- 本要領と入札公告の記載内容に相違がある場合は、入札公告を正とする。

【提出書類作成上の注意事項】

- (1) (別記様式1・2)は、Excel2007形式以上で保存し、提出すること。
- (2) 添付資料は、入札公告、本要領及び別添「申請書添付資料チェックリスト」に従って作成すること。
- (3) 添付資料の提出方法は、次のとおりとする。
 - ① 添付資料は、(別記様式2)申請書確認表に記載する事項が確認できるページを添付すること。
 - ② 添付資料には、可能な範囲で確認事項にアンダーライン等で印を付けること。
 - ③ 1つのPDFファイルにまとめて提出すること。
 - ④ ファイルの先頭に「申請書添付資料チェックリスト」のチェックボックスにチェックマークを入れたものを添付すること。
 - ⑤ 添付資料の順番は、「申請書添付資料チェックリスト」の順番と合わせること。

【共通事項】

- (1) 「企業の能力等」における工事实績の申請において、当該工事経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事の場合は、「工事成績評定通知書」の写しを必ず添付すること。(工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のもの企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。)
- (2) 共同企業体の構成員としての工事实績を申請する場合は、甲型の場合は出資比率がわかる資料を、乙型の場合は施工分担がわかる資料を、必ず添付すること。
- (3) 添付した工事カルテや契約書の名称と現在の会社名・氏名が異なる場合（合併や社名変更、婚姻等による氏名の変更など）は、名称変更が確認できる資料（変更届出書等）を添付資料ファイルのチェックリストの次に添付すること。(ただし、合併に

よる工事の施工実績については、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の変更時に工事实績の引継ぎを行った工事についてのみ実績として認める。）

参加意思表示申請書及び資料等は次のとおり作成すること。

(別記様式1) 参加意思表示申請書

- ・ 住所、商号又は名称、代表者氏名には、契約を行う者を記載すること。
- ・ 問い合わせ先には、発注者から申請者へ申請書類の内容確認を行う際の問い合わせ先を記載すること。

(別記様式1-1)

- ・ 様式にあわせて必要事項を記載すること。

(別記様式2) 申請書確認表

1. 参加するための要件

※ 表中(1)(3)(6)については、「該当」の場合は参加資格なしとなります。

(4)同種工事の施工実績

経常JVにあつては、構成員のいずれか1社が同種工事の実績を有していればよい。

(注意事項)

- ・ **工事成績評定**点：同種工事が地方整備局の発注した工事の場合は、工事成績評定点を記載すること。なお、同種工事が地方整備局の発注した工事ではない場合は、**65点**と記載すること。

2. 総合評価の項目

【企業の能力等】

工事実績

(注意事項)

- ・ 上記1.(4)同種工事の施工実績に記載した同種工事が、入札説明書に示す「より同種性の高い工事」あるいは「同種性の高い工事」の要件を満足する場合にそれぞれを選択すること。どちらの要件も満足しない場合は「同種性が認められる工事」を選択すること。

工事成績

※記載の必要なし

【地域貢献等】

災害協定に基づく活動実績

※ 災害協定に基づく元請としての活動実績又は現在直接協定の有無について、その内容を記載すること。(直接協定とは、「直接的に、国、県または市町村等と当事者として協定書等を締結していること」を意味する。)

(注意事項)

- ・ **協定名及び相手方**：災害協定に基づく活動実績がある場合は活動実績の元となった災害協定書（活動日が協定の有効期間に含まれる協定書）の名称及び相手方を必ず記載すること。
- ・ **災害対応の内容**：評価項目に応じた対応内容を記載すること。ただし、災害対応の内容が「巡視・巡回」の場合は、該当事務所との直接協定に限る。
- ・ **協定名及び相手方**：該当年度の災害対応に関する協定を締結した場合はその名称及び相手方を必ず記載すること。

近隣地域内工事の実績

- ※ 入札説明書に記載された地域内における公共工事（建築工事を除く）の元請としての施工実績を有している場合、その内容を記載すること。（最大3件まで）
- ※ 完成したとは、申請書提出期限日までに完成検査が完了した工事をいう。

(注意事項)

- ・ 公共工事とは、国の機関（政府調達に関する協定 附属書 I 付表 1）及び政府関係機関（政府調達に関する協定 附属書 I 付表 3）、地方自治体及びその関係機関が発注する工事をいう。
- ・ **施工場所**：指定する地域内にあることがわかるように記載すること。